議案第160号

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の６の規定により準用する同法第252条の２の２第１項の規定により、協議により次のとおり伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会規約の一部を変更する規約を定めることについて、同条第３項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月30日提出

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会規約の一部を変更する規約

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会規約（令和６年伊賀市告示第54号）の一部を次のように変更する。

題名中「、笠置町」を削る。

第２条中「、笠置町」を削る。

第３条（見出しを含む。）中「市町村」を「自治体」に改め、同条中第３号を削り、第４号を第３号とする。

第４条、第７条第１項、第８条第１項並びに第10条第１項及び第２項中「市町村」を「自治体」に改める。

第16条の見出し及び同条第１項中「市町村」を「自治体」に改め、同条第２項中「、笠置町」を削り、同条第３項中「、笠置町長」を削る。

第18条第１項及び第２項中「市町村」を「自治体」に改め、同条第３項中「、笠置町」を削る。

第19条及び第21条中「市町村」を「自治体」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この規約は、全ての関係普通地方公共団体の議会の議決があった日から起算して４月を超えない範囲内において、関係普通地方公共団体の長が協議して定める日から施行する。

２　前項の日は、関係普通地方公共団体がそれぞれ同一の日をもって告示するものとする。